

令和7年度 改定のご案内

傷害補償

参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

医療補償

「三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
---------------------------------------	--

がん補償

「がん診断保険金」等の保険料改定	がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様にがん補償を提供し続けるために、がん補償基本特約「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなります。
「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約>抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約

付帯サービス

付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日（水）以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」
-------------	---

よくあるご質問

Q. パートタイマーですが、加入できますか？

A. 団体総合生活保険は加入できません。加入できる範囲は以下のとおりです。

雇用形態	
社員	加入できます
契約社員	
フルタイマー	加入できません
パートタイマー	
冬季タイマー	

※インターネット申込サイトでは、システム上、雇用形態を入力する機能を作ることができないため、パートタイマーの方もお申し込みができます。手続きの数日後、不成立のご連絡が行きますので予めご了承ください。
※自動車保険や火災保険は一般契約として契約できます。（団体抜割引適用外となります）

Q. 更新時に手続きは必要ですか？

A. 団体総合生活保険は、毎年10月1日に自動更新となります。補償内容や住所の変更などがない場合はWebで手続きまたは書類の提出は不要です。
自動車保険、火災保険は各人各様保険期間は異なり、毎年更新手続きが必要です。

Q. 保険期間途中で加入・変更をする場合、加入・変更日はいつになりますか？

A. 紙の申込書の場合、取扱代理店へ加入・変更依頼書が到着した日の翌月1日付となります。ただし、始期日（10月1日）からの加入・変更等のお申込み期間は6月10日～7月23日までとなります。
7月24日～10月末日までの間にお手続きされた場合は、11月1日付での加入・変更となります。ただし、保険期間途中で変更できないお手続きもございますのでご注意ください。詳しくは当センターへお問い合わせください。

加入・変更日

10月1日付	6月10日～7月23日
保険期間途中で（毎月1日付）	当センターへ加入・変更依頼書が到着した日の翌月1日付
※11月1日付のみ	7月24日～10月末日

Q. 退職しても継続できますか？

A. はい。退職後もJR北海道グループ退職者として、現職と同じ割引率・保険料のまま継続いただけます。なお、退職時は手続きが必要ですので、ご退職の際は必ず取扱代理店までご連絡をお願いいたします。

Q. エルダーになりました。継続するにあたり手続きは必要ですか？

A. お手続きは必要ありません。引き続き同じ保険料のままでご継続いただけます。社員コードは現職のものを引き続き使用するため、変更しません。

Q. 骨折し、ギプスで固定しています。通院保険金の支払いはどうなりますか？

A. 通院された場合、傷害補償プランの通院保険金を通院された日数に応じてお支払いします。また、ギプス等（頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含まれません。）で固定した箇所が長管骨（大腿骨や脛骨など、手足を構成する細長い形状の比較的大きな骨）や脊柱、肋骨・胸骨等であった場合には、常時装着した日数を通院した日数に含んで通院保険金をお支払いできる場合があります。（注）手や足の指の固定の場合は、ギプスを常時装着していても通院した日数に含むことができず、実際に通院された日数に応じた保険金のお支払いとなります。

その他よくあるご質問を弊社ホームページに掲載しております。

<https://www.h-jrshoji.jp/insurance-agency/>

JR北海道グループ保険センター

検索



傷害補償

医療補償

がん補償

生命保険

介護補償

所得補償

自動車保険

火災保険

よくあるご質問

お手続き方法